

# 日本労働関西労働同盟會之則改正案

## 第十一章 総則

1. 本会は日本労働總同盟關西地方

労同盟會と稱す。

2. 本会は日本労働總同盟に加盟せし労働組合を以て組織す。

3. 第二章 目的と事業

4. 本会は日本労働總同盟の綱領、

宣言、主張、運動を期すと共に

5. 本会は加盟組合の利益を増進し、

運動の連絡、統一園を計らふ

6. 本会は前条の目的達成を爲めに

左の事業を行ふ。

1. 宣傳教育、2. 出版、3. 職業

紹介上、連絡、4. 労働事情調査、

5. 労働争議調査、

6. 第三章 機関

7. 本会は機関を左の二種とする。

8. 大会、理事會、

9. 大会は役員並各組合選出の代表

員より組織し毎年一回春明に開

10. 重要事務委嘱係を定す。

11. 顧問は本会の各組合出席し意見す

12. 本会は理事會の運営に於ける時任

13. 本則は大会出席代表員四名の三以上の議員を選出するものとする。

14. 本会は理事會の推薦による顧問を置

15. 本会の被委任決議は會の承認を得る

16. 本会は理事會の推薦による顧問を置

17. 本則は大会出席代表員四名の三以上の議員を選出するものとする。

18. 本則は大会出席代表員四名の三以上の議員を選出するものとする。

## 第六章 附則

1. 本会は毎年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の決議を執行せしも又より下級車會の定期大會に於て再選を防ぐ。從昇の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
2. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
3. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
4. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
5. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
6. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
7. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
8. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
9. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
10. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
11. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
12. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
13. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
14. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
15. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
16. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
17. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。
18. 本會は每年の定期大會に於て左の選舉、監選舉とし大會及下級車會の定期大會一千年以上の選舉を防ぐ。

以上